

令和2年第1回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 令和2年1月8日(水)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和2年2月10日(月) 9時00分宣告
4. 閉会(閉議) 令和2年2月10日(月) 10時35分宣告
5. 出席議員
1番 金 崎 朝 香 6番 村 上 三三郎 11番 吉 田 雅 紀
2番 美 濃 芳 樹 7番 小 島 正 春 13番 松 新 俊 典
3番 菊 地 政 文 8番 遠 藤 義 光 14番 平 田 文 夫
4番 石 橋 雄 一 9番 石 田 茂 春
5番 萬 10番 古 濱 正 之
6. 欠席議員
12番 田 中 明 美
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名
広域連合長 池 田 高世偉 事 務 局 長 野 津 信 吾
副広域連合長 大 江 和 彦 介 護 保 険 課 長 藤 野 則 子
同 升 谷 健 隠岐島前病院財務係長 中 尾 清 司
同 平 木 伴 佳 隠岐病院副院長 齋 藤 英 典
同 高 宮 克 彦 同 総務課長 齋 賀 光 成
同 川 崎 康 久 同 医事課長 山 崎 章
消 防 長 久 永 吉 人
同 総務課長 田中井 和 幸
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名
議会事務局長 福 島 康 利 書 記 高 井 美 雪
9. 会議録署名議員
10番 古 濱 正 之 11番 吉 田 雅 紀
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
(1) 広域連合長提出議案の題目
議第 1号 隠岐航路維持振興基金の設置、管理及び処分に関する条例
議第 2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議第 3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 4号 隠岐広域連立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 5号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例
- 議第 6号 第4次隠岐広域連合広域計画の策定について
- 議第 7号 令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第4号）
- 議第 8号 令和元年度 介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第 9号 令和元年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第10号 令和元年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第11号 令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第12号 令和2年度 隠岐広域連合一般会計予算
- 議第13号 令和2年度 介護保険事業特別会計予算
- 議第14号 令和2年度 隠岐島前病院事業特別会計予算
- 議第15号 令和2年度 隠岐病院事業特別会計予算
- 議第16号 令和2年度 消防事業特別会計予算

- 13. 選挙の経過 なし
- 14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照
- 15. 常任委員の選任 なし
- 16. 議会運営委員の選任 なし
- 17. 傍聴者 なし

議事の経過

《開 会》 号 鈴

○議長（平田 文夫）

ただいまより令和2年第1回 隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。
（開会宣告 9時00分）

本日の出席議員は、先ほど報告のとおり13名出席、1名欠席でございます。12番田中議員が県議会活動のため欠席であります。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第 126 条の規定により 10 番「古濱正之」議員、11 番「吉田 雅紀」議員を指名いたします。

日程第 2. 「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 2 月 10 日の 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって会期は本日 2 月 10 日の 1 日間と決定いたしました。

日程第 3. 「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました**別紙 1** 諸般の報告書を参照願います。

日程第 4. 「広域連合長の施政方針」を行います。

(「議長 番外」の声あり)

番外 池田広域連合長

○番外 (池田広域連合長)

立春を過ぎ、徐々に日照時間が長く感じられるようになって参りましたが、まだまだ寒さ厳しい日が続く今日この頃でございます。

議員各位におかれましては、お変わりなくご清栄のご様子、お慶び申し上げます。今定例会は、構成団体の 3 月定例議会に先立ち招集させていただくものでございますが、年度末を控え何かとご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

ご案内のように、昨年は、九州北部の豪雨や関東・東日本の台風 19、21 号による河川の氾濫や土砂崩れ等により、各地に甚大な被害が発生いたしました。これらの災害により、お亡くなりになられた方々には、改めまして心からご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々をはじめ、被災された市町村に対しましてお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興をお祈りするところでございます。

また、昨年は新たな天皇・皇后陛下がご即位され、「令和」という新しい元号となり、新しい時代の幕開けとなったところでございます。

さて、先の安倍首相の施政方針演説では、「全世代型社会保障制度を目指し、改革を執行する。」、「第 4 次産業革命に国家戦略として取り組む。」などを柱に、「世界の真ん中で輝く日本、希望にあふれ誇りある日本を創り上げる。」としております。その中で、特に、地方創生について、島根県江津市の、若者の起業を地域ぐるみで後押しする環境をつくり、定住を促した結果、人口の社会増が実現した事例等を紹介し、地方創生の新しい時代を創り上げるとしております。隠岐 4 町村におきましても、それぞれの総合振興計画等を軸に、それぞれの町村で、それぞれの特色を生かし、自らのアイディアで、自らの未来を切り開くことが重要であると考えているところでございます。

また特定有人国境離島措置法の目的である「有人国境離島地域の保全及び地域社会

の維持」を達成すべく、引き続き、島根県・隠岐 4 町村と共に、確実にまた強力に、事業を推進することが重要であると考えているところでございます。

それでは、令和 2 年第 1 回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の提案に先立ち、令和 2 年度の隠岐広域連合運営の基本的方針及び主要事業について申し上げ、議員各位はもとより島民の皆さま方のご理解とお力添えを賜りたいと存じます。

まず、「隠岐広域連合事業全般にわたる方針について」でございますが、本定例会に提出しております、第 4 次隠岐広域連合広域計画及び第 3 次隠岐広域連合行財政改革大綱に基づき、効率的かつ効果的で円滑な施設運営に努めて参る所存でございます。

最初に、「事務局総務課が所管いたします事業について」でございますが、まず隠岐航路につきましては、超高速船レインボーjetsの年検ドッグが今月 15 日で終え、16 日より運航を再開予定でございます。引き続き、隠岐航路振興協議会などにおいて、指定管理者である隠岐汽船株式会社、構成団体及び関係機関と協議・連携を図りながら、利便性の向上を目指し、島民の皆さま方の利用や交流人口が拡大することで、隠岐圏域の振興に不可欠な隠岐航路の維持向上を図って参ります。

次に「知的障がい者支援施設仁万の里事業」につきましては、令和 2 年度、老朽化したサービス棟トイレ改修工事を予定しており、利用者の皆さま方の生活環境の改善を進めて参る考えでございます。

福祉職員が不足している中、特に入所支援において、支援が十分ではない状況にあるため、福祉人材確保対策を講じるよう指定管理者である社会福祉法人博愛及び関係機関と協議・連携を深め、引き続き、隠岐圏域の障がい者福祉の中核施設としての機能・体制の維持と、利用者の皆さま方へのより良いサービスの提供及び保護者の皆さま方の思いを大切に、効果的かつ効率的な運営と施設づくりを進めて参ります。

最後に、「レインボープラザ事業」につきましては、令和 2 年度、駐車場増設及び 2 階会議室改修工事を予定しており、利用者の皆さま方の満足度向上を目指すところでございます。

引き続き、指定管理者である株式会社隠岐商事との連携や協議をはじめ、関係機関と調整を図りながら、島民の皆さま方に選ばれる魅力のある施設運営に取り組んで参ります。

次に、「介護保険事業」について申し上げます。

介護保険制度は、介護保険サービス基盤の充実とともに、介護サービスの利用が急速に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着して参りましたが、隠岐圏域では、高齢者人口は今年ピークを迎えるとともに、後期高齢者人口についても緩やかに増加を続ける予測となっております。

一方、担い手となる生産年齢人口は減少することが見込まれるため、限られた社会

資源の活用を創意工夫し、多様なサービス提供体制を構築することが必要となって参ります。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、更にはその先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えて、健康寿命の延伸を目的に、介護予防・健康づくりの推進を強化するため、隠岐4町村及び福祉事業所等と連携のもと、介護予防事業を積極的に推進し、要介護状態の軽減や重度化防止を図るとともに、担い手不足の課題を乗り越えるための地域による互助等によるサービスの充実・拡大が重要になって参ります。

令和2年度は、第8期介護保険事業計画策定年度となりますが、現状と課題を踏まえ、隠岐4町村の方針及び住民ニーズ等を十分に反映した次期介護保険事業計画を策定して参りたいと考えております。

そして、令和元年度より取り組んでおります、福祉職員等人材確保対策事業については、福祉人材養成校や関係機関との連携により、福祉ガイダンス等を通じた地元中高生へのアプローチや各種研修事業の充実を図り、併せて効果の高いジョブフェアなどの企画や、情報発信の拡充などの取組みを推進し、島内外からの人材確保に努めて参る所存でございます。

また、介護給付の適正化に努めるとともに、保険料の収納につきましては、全庁での取組みを継続し、みんなで支え合う介護保険制度の基本理念に沿って、より公平性を維持するために収納率の向上に更に努めて参る所存でございます。

次に、「病院事業全体」について申し上げます。

病院事業につきましては、島根県地域医療構想及び病院ごとに策定した新公立病院改革プランを基に、「安全・安心」の医療提供体制の確立に引き続き取り組んで参ります。

また医師・医療技術者等確保対策につきましては、島根県当局は元より、大学等との円滑な連携体制の維持充実に努める傍ら、隠岐郡出身関係者等との連携や情報収集を深め、独自の医師等招聘対策を継続して参ります。

精神科医療提供体制につきましては、昨年4月より隠岐圏域に特化した非常勤医師に、島前地域で2日、隠岐病院で2日の毎週4日間を勤務いただいております。

しかしながら、精神科医療提供体制は盤石とはいえ、今後も引き続き、関係機関及び隠岐4町村と連携し、精神科医療提供体制の強化に向けて鋭意努力して参りますので、議員各位におかれましても、情報提供、ご助言、ご協力を賜りたく、お力添えをお願い申し上げます。

次に「隠岐島前病院」についてであります。

令和2年度の診療体制につきましては、常勤医師7名と非常勤医師により8診療科を継続することとしております。また昨年に引き続き、後期研修医師4名を、1年間を通して受け入れる予定としていることから、医師が増員となりますので、常勤医師の宿当直業務などの負担軽減が図られるものと期待をしております。

入院機能につきましては、現在24床ある療養病棟の内訳を、令和元年12月より、医療型8床、介護型16床から、医療型16床、介護型8床に変更したところでござ

います。このことにより、地域の医療需要に対応した医療提供体制の充実を図るとともに、入院単価の高い医療型の増床により、収益の増収による経営の安定化にも繋げて参ります。

医療スタッフにつきましては、看護師 5 名を採用する予定でございますが、今後も育児休業及び定年退職などが見込まれており、また看護助手や調理員も不足している状況でございますので、引き続き全国に向けた情報発信や院内及び院外研修等による人材育成に取り組み、島前地域の中核病院としての役割を果たして参ります。

次に「隠岐病院」についてであります。

令和 2 年度の診療体制につきましては、島根県、大学等の支援をいただき、常勤医師及び非常勤医師により 16 診療科を維持することとしております。

医療従事者の確保につきましては、依然として困難な状況が続いておりますが、長年の課題であった薬剤師について、3 名体制を確保できる見込みとなりました。一方で、看護師、臨床検査技師など、確保できない職種もあるため、更に組織一丸となって人員確保及び人材育成に取り組むとともに、関係機関等の協力を仰ぎながら医療提供体制の確保に努めて参ります。

病院経営につきましては、厳しい経営状況の中、令和元年度から経営改革コンサルタント委託業務を導入し、経営改革計画を策定しており、今後は、計画の確実な実行に向けて取り組んで参ります。

令和 2 年度は診療報酬改定の年であり、「医師の働き方改革」の推進を強化する年でもあります。診療報酬改定等の内容を踏まえ、タスクシフト(業務移管)、タスクシェアリング(業務共同化)等により、効率的な業務の推進、働きやすい職場環境等を構築し、「この島に住む、安心の医療」を提供すべく、職員一丸なって参る所存でございます。

最後に、「消防事業」について申し上げます。

近年は、台風やその影響による集中豪雨等、大規模な被害を及ぼす自然災害が立て続けに発生し、多くの尊い人命、貴重な財産が失われており、消防が果たすべき役割は益々重要であると考えているところでございます。

特に、被害が甚大な被災地支援のために出動する緊急消防援助隊の技術向上及び装備の充実は重要課題として引き続き取り組んで参ります。

また、住宅防火対策、防火安全対策を推進し、火災予防対策の推進に努めて参ります。

島民の皆さま方の「安全・安心」を確保すべく、消防団、自主防災組織等の関係機関と連携しながら、防災力を向上させ、島民の皆さまの期待と信頼に応えられる人材育成を推進し、職員一人ひとりの資質向上に取り組んで参ります。

最後に、隠岐島消防署島前分署及び海士出張所の老朽化に伴う庁舎整備に関して、構成町村等と十分な協議を進めて参る所存でございます。

以上、私の令和 2 年度に懸ける施政方針を述べさせていただきましたが、今後とも隠岐広域連合の広域行政が円滑に推進できますよう、職員あげて最善の努力をいたす

所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とも、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平田 文夫）

以上で「広域連合長の施政方針」を終わります。

日程第5.「議案上程」の件を議題といたします。

議第1号「隠岐航路維持振興基金の設置、管理及び処分に関する条例」についてから議第16号「令和2年度 消防事業特別会計予算」までの16案件について一括して議題といたします。

ただいま議題となりました16案件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長 番外」の声あり）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

それでは、議第1号「隠岐航路維持振興基金の設置、管理及び処分に関する条例」から、議第16号「令和2年度 消防事業特別会計予算」までの16件について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書の1ページをお願いいたします。

議第1号「隠岐航路維持振興基金の設置、管理及び処分に関する条例」についてご説明申し上げます。

近年、隠岐汽船株式会社の経営が安定しており、引き続き運航利益が見込めることから、「フェリーおき」に係る指定管理納付金制度を導入し、同納付金の徴収を行い、その用途を隠岐航路の維持振興に係る経費に充てるため、基金を設置するものでございます。

施行日は、令和2年4月1日でございます。

次に議案書の3ページをお願いいたします。

議第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

現在、隠岐病院では、初期臨床研修を終え採用された医師を含め、すべての医師に管理職手当を支給しておりますが、2024年度から実施予定である「医師の働き方改革」において、適正な時間管理、労務管理が義務付けられることとなっていることから、管理職手当の対象となる医師の職、支給区分を見直すよう、関係条文について所要の改正を行うものでございます。

施行日は、令和2年4月1日でございます。

次に議案書の4ページをお願いいたします。

議第3号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説

明申し上げます。

現在、隠岐病院では、看護師資格職として、認定看護師 4 名（うち特定看護師 1 名）、診療看護師 1 名が勤務しており、特に特定看護師、診療看護師は、「医師の働き方改革」におけるタスクシフト（業務移管）の推進の一つとして、医師の手順書の下、一定の医療行為（特定行為 38 行為）を看護師の判断で実施できるとして重要視されております。

ついては、一定の医療行為（特定行為 38 行為）に対応できる特定看護師、診療看護師について、特定行為手当を創設し、看護師の活動範囲の拡大とモチベーションアップを図るため、関係条文について所要の改正を行うものでございます。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

次に議案書の 7 ページをお願いいたします。

議第 4 号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

現在、隠岐病院では、診療報酬改定、地域医療構想に基づく病床機能の分化を含めた医療制度改革等により、医業収益に影響を受けているため、令和元年度より経営コンサルタントの活用を図り経営改善計画を策定しております。今後は確実な計画実行を推進すべく、担当となる経営課長を配置するため、関係条文について所要の改正を行うものでございます。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

次に議案書の 8 ページをお願いいたします。

議第 5 号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

介護保険法施行令が改正されることに伴い、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料を軽減強化するものであり、令和 2 年 4 月から完全実施となる条例改正を行うものであります。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

次に議案書の 9 ページをお願いいたします。

議第 6 号「第 4 次隠岐広域連合広域計画の策定について」ご説明申し上げます。

「計画の趣旨」ですが、広域連合は、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づき、議会の議決を経て、広域計画を策定することが義務付けられているため、第 4 次広域計画を本議会にご提案するものであります。

本計画を策定するにあたり、令和元年 10 月から広域計画策定委員会で慎重審議の上、去る 1 月 27 日に策定委員長より報告をいただいたところでございます。

本計画は、広域連合の事務に関して、構成団体の様々な諸課題も配慮しながら、相互に役割分担し、すべての島民が等しくサービスの提供を受け、豊かで安心して暮らせる地域づくりを目指して策定いたしました。

なお、この計画期間は、令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間としております。

続いて、一般会計及び特別会計の補正予算案のご説明を申し上げます。

議案書の 10 ページから 11 ページをお願いいたします。

議第 7 号「令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、議会費は、決算見込みに伴う旅費の減額、総務費の総務管理費は、決算見込みに伴う一般管理費の職員手当等、旅費、委託料、使用料及び賃借料及び負担金補助及び交付金の減額、仁万の里管理費の決算見込みに伴う職員手当等の増額と、民生費は、低所得者介護保険料軽減負担金確定に伴い減額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額し、国庫支出金、県支出金、繰入金及び諸収入をそれぞれ減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 346 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4 億 6, 404 万円とするものであります。

次に、議案書の 12 ページから 13 ページをお願いいたします。

議第 8 号「令和元年度 介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費等の決算見込みに伴う減額、調整交付金の交付割合の減少に伴う国庫支出金の減額及び国庫支出金の減額に伴う基金積立金の減額を行うものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い保険料、県支出金をそれぞれ増額し、分担金及び負担金、国庫支出金及び繰入金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 645 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 33 億 8, 709 万 4 千円とするものであります。

次に、議案書の 14 ページから 15 ページをお願いいたします。

議第 9 号「令和元年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

予算第 2 条は、入院・外来患者数及び主な建設改良事業の業務予定量を補正するものであります。

予算第 3 条は、収益的収入及び支出を補正するものであります。医業収益は、入院・外来患者数及び診療単価の見直しにより増額するものでございます。

医業外収益は、負担金交付金を増額し、長期前受金戻入を減額するものであります。

医業費用は、給与費及び減価償却費を減額し、材料費及び経費の見直しによる増額、医業外費用は、企業債借入実績等による支払利息の減額が主なもので、特別損失は、平成 30 年度決算に基づき、一般会計繰入金を島根県、島前 3 町村へそれぞれ返還するものであります。

予算第 4 条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、医療機器等購入費の実績により建設改良費を減額し、企業債償還金も元金確定に伴う減額、投資につきましても、修学資金の新規貸付がなかったことから減額するものであります。

資本的収入につきましては、企業債償還金の減額により出資金を減額し、また修学資金の新規貸付がなかったことによる長期貸付金収入も減額、長期貸付金償還金収入は修学資金貸与者より貸付金の繰上償還がございましたので、増額するものであります。

予算第5条は、給与費の減額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち職員給与費について減額するものであります。

予算第6条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議案書の16ページから19ページをお願いいたします。

議第10号「令和元年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、入院・外来患者数及び主な建設改良事業の業務予定量を補正するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するものであります。医業収益は、入院・外来患者数及び診療単価の見直しにより増額するものであります。医業外収益は、一般会計繰入金が増額分が主なものであります。

医業費用は、正規職員未採用及び育児休業等取得職員の代替職員対応のための臨時職員雇用等による給与費の増額、材料費の見直しによる増額及び経費の見直しによる増額であります。医業外費用は、消費税の見直しによる増額及び過疎・辺地債償還金の見直しによるその他医業外費用の増額が主なもので、特別損失は、平成30年度決算に基づき、一般会計繰入金を島根県、隠岐の島町へそれぞれ返還するものが主なものであります。

予算第4条は、資本的収入および支出を補正するもので、資本的支出は、投資について、修学資金貸与者の減と医師研修貸付資金の新規貸付がなかったことによる減額であります。資本的収入は、医師研修貸付資金の新規貸付がなかったことによる補助金、長期貸付金収入の減額、また長期貸付金償還金収入も見直しにより減額するものであります。

予算第5条は、今回の補正に伴い企業債の限度額を改めるものであります。

予算第6条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち職員給与費について増額するものであります。

予算第7条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議案書の20ページから21ページをお願いいたします。

議第11号「令和元年度 消防事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費は決算見込みに伴う職員手当等及び負担金補助及び交付金を増額する一方、役務費、委託料及び備品購入費を減額し、総務管理費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 832 万 9 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を 6 億 5,578 万 8 千円とするものであります。

続きまして、議第 12 号から議第 16 号までの議案は、「一般会計及び特別会計の令和 2 年度の当初予算について」でございます。

当初予算の編成にあたりましては、国、県及び構成町村の厳しい財政状況を踏まえ、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費の経常経費について、令和元年度当初予算額以下とする要求枠の設定を行い、経費節減に努力すると共に、病院事業につきましては、経営改善計画等に沿った事業運営とし、企業としての独立採算性を追及し、収支改善に努めた予算編成を行ったところでございます。

令和 2 年度当初予算の全会計の歳出総額は、89 億 4,465 万 2 千円で、前年度当初予算と比較して 5,643 万 4 千円の増額予算となっております。また構成団体負担金は、28 億 2,938 万 5 千円を計上しており、前年度に対し 4,115 万 8 千円の増額であります。

それでは、各会計の予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書の 22 ページから 24 ページをお願いいたします。

議第 12 号「令和 2 年度 隠岐広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、4 億 8,288 万 1 千円と定め、前年度と比較して 3,643 万円の増額予算となっております。

歳入の主なものは、構成団体負担金、低所得者介護保険料軽減強化に係る国庫支出金、県支出金及び仁万の里派遣職員人件費負担金の諸収入であります。

歳出の主な内容は、総務費で、特別職 1 名及び一般職 12 名の人件費、レインボープラザ、レインボージェット及び仁万の里の管理費が主なものであります。またレインボープラザ管理費では駐車場増設及び 2 階会議室改修工事費、超高速船・フェリー管理費では指定管理料及び隠岐航路振興協議会運営経費、仁万の里管理費では指定管理料及びサービス棟トイレ改修工事費が主なものであります。

次に、議案書の 25 ページから 27 ページをお願いいたします。

議第 13 号「令和 2 年度 介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、33 億 6,570 万 8 千円と定め、前年度と比較いたしまして 3,815 万 7 千円の増額予算となっております。

歳入につきましては、保険料で、低所得者保険料軽減措置の拡充に伴う繰入金が増により、前年度と比較して、3,919 万 2 千円減額の 5 億 8,442 万 3 千円を計上いたしました。分担金及び負担金では、5 億 2,250 万 9 千円を計上するものであります。国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の増により、前年度と比較して増額となっております。また、繰入金につきましても、低所得者保険料軽減繰入金及び介護給付費準備基金繰入金の増に伴い増額とな

っております。

歳出につきましては、総務費で1億801万9千円を計上しており、前年度と比較して517万5千円の減額となっております。総務管理費の介護保険システム更新に係る委託料の減額が主な要因であります。保険給付費では30億3,294万5千円を計上しており、消費増税に伴う報酬改定の増により、前年度と比較して0.9パーセントの増加となります。地域支援事業につきましては、2億2,358万6千円を計上しており、前年度と比較して2,009万5千円の増額となっております。

次に、議案書の28ページから30ページをお願いいたします。

議第14号「令和2年度 隠岐島前病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は44床であります。年間患者数は前年度並みを予定しております。また、建設改良事業は、自家発電機設備の更新と医療機器等4品目の購入に係る費用を予定するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。病院事業収益は前年度と比較して0.2%減の8億7,859万1千円に、また、病院事業費用は、0.3%減の9億364万9千円を見込み、2,505万8千円の赤字予算となっております。

予算第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は、自家発電機設備の更新及び医療機器等の購入費、企業債償還金及び修学資金の貸付に1億6,027万円を予定し、収入は1億3,773万円を予定しております。

なお、差引不足分2,254万円については、当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

予算第5条は、企業債の限度額を、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議案書の31ページから33ページをお願いいたします。

議第15号「令和2年度 隠岐病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は115床であります。年間患者数は前年度と比較して、入院で2.5%の減、外来では、1.0%の増を予定しております。また、建設改良事業は、施設設備整備等3件、医療機器等11品目及び公用車2台の購入の費用を予定するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は、前年度と比較して0.2%減の30億8,334万4千円、病院事業費用は、1.0%減の31億5,758万4千円を見込み、収支差引7,424万円の赤字予算を計上するものであります。

予算第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は施設設備整備費として医師住宅光回線引込工事、院内電気錠取替工事及び院内病棟再編工事設計業務であり、医療機器等11品目、公用車2台の購入、企業債償還金及び医学生等修学資金の貸付に1億7,719万8千円を予定しており、収入は1億4,382万6千円を予定しております。なお、差引不足分の3,337万2千円については、当年度損益勘定留保資金で補填

することとしております。

予算第5条は、企業債の限度額、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議案書の34ページから35ページをお願いいたします。

議第16号「令和2年度 消防事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、6億9,736万2千円と定め、前年度と比較して5,742万9千円の増額予算となっております。

歳入につきましては、構成団体負担金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で、職員人件費及び運営費が主なものであり、事業費では、消防ポンプ自動車の整備費が主なものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒、慎重審議の上、適切なお決定を賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（平田 文夫）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

日程第6. 「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の別紙2 通告一覧表のとおりでございます。

質問時間は答弁を除き30分以内とし、質問は再々質問までとなっていますので、議員、執行部におかれましてはご協力をお願いいたします。

それでは発言を許します。

6番 村上 三三郎議員

○6番(村上 三三郎)

全世代型社会保障制度改革の影響について質問いたします。

1月22日付けの新聞で「政府の全世代型社会保障検討会議の中間報告」が公表されたと報じられました。

「安倍晋三首相は社会保障改革を内閣の最大のチャレンジと位置づけ、医療分野は75歳以上の人が窓口で支払う負担を2割に引き上げる方針を示した。」とのことです。

この場合、2割に引き上げる所得要件が焦点になります。年齢でなく経済力に応じた負担にする必要があるとするものです。現在、75歳以上の医療費負担は原則1割ですが現役並みの所得つまり単身世帯で年収383万円以上がある人は3割になっています。

高齢者は加齢による体力の衰えで疾病にかかるが増えるのはやむを得ないことです。しかし、医療費の負担増が診療の抑制になり、健康を損なうことは絶対にあってはなりません。

政府の案は未確定ですが、次の点について質問します。

1. 当管内の 75 歳以上の町村別の高齢者数。
2. その内で現在入院中や介護保険を利用している人数。
3. 現在の医療費負担割合別の人数。
4. 負担割合が上がる人数と負担軽減措置の実施予定の有無。

以上 4 点を質問いたします。

○議長（平田 文夫）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

只今の村上議員の「全世代型社会保障制度改革の影響について」にお答えいたします。

議員仰せのとおり、政府は、昨年末に、「全世代型社会保障検討会議」の中間報告をまとめました。中間報告では、医療の分野において、後期高齢者の自己負担割合の在り方について、一定程度所得がある方は 2 割に引き上げることなどを明記しております。

議員、ご質問の「1. 当管内の 75 歳以上の町村別の高齢者数」でございますが、令和元年 12 月末現在、隠岐 4 町村全体で 4,374 人おられ、町村別では、海士町 537 人、西ノ島町 691 人、知夫村 159 人、隠岐の島町 2,987 人でございます。

次に、「2. その内で現在入院中や介護保険を利用している人数」でございますが、令和元年 12 月末現在、隠岐島前病院及び隠岐病院に入院中の後期高齢者数は、隠岐 4 町村全体で 73 人おられ、町村別では、海士町 5 人、西ノ島町 11 人、知夫村 1 人、隠岐の島町 56 人でございます。続いて介護保険を利用している人数でございますが、介護保険システムにおいて、75 歳以上の人数を抽出できる機能がなく、利用者数をお示しすることができません。ご了承をいただきたいと思います。

次に、「3. 現在の医療費負担割合の人数」でございますが、先ほど説明させていただきましたとおり、令和元年 12 月末現在、隠岐 4 町村で後期高齢者は 4,374 人おられ、その内、医療費が 1 割負担の方は 4,264 人、3 割負担の方は 110 人で、3 割負担の方の比率は 0.25%でございます。

最後に「4. 負担割合が上がる人数と負担軽減措置の実施予定の有無」でございますが、政府は、「全世代型社会保障検討会議」の最終報告を本年 6 月ごろまでにまとめるとしており、2 割負担の方の「一定所得の基準」が決定された後に、「負担割合が上がる人数」も確定されるものと思っており、また「負担軽減措置の有無」につきましても、最終報告がなされる予定である本年 6 月ごろまでには判明するものと思っております。

今後も国等の動向を注視し、制度の理解や情報収集に努め、島民の皆さまが、豊かで安心して暮らせる地域づくりを目指して取り組んで参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○6 番(村上 三三郎)

再質問をいたします。

煩わしい調査をお願いし、お手をかけたこととお詫びいたします。ご回答いただいたことにお礼を申し上げます。

現在 75 歳以上の人 40%が非課税だとのこと。

こんな低所得者の医療の窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げる。また、介護保険制度では年金 10～12.9 万円の施設入所者の食費を 2.5 万円に引き上げる。年金ではマクロ経済スライドで現在 37～38 歳の人 70%の年金受給まで基礎年金を約 3 割 (7 兆円) のカットが計画されているとのこと。これでは改革ではなく社会保障の切り捨てに他なりません。

注目すべきは 2019 年 6 月、各都道府県連合の全国組織である全国後期高齢者医療広域連合協議会は 75 歳以上の窓口負担の「現状維持」を求める要望書を厚生労働省宛に提出したとのこと。

当広域連合が憲法 25 条の生存権保障の理念に基づいて高齢者の命と暮らしを守る施策を推進されることを心から願い、広域連合長の所信を質します。

○番外 (池田広域連合長)

村上議員の再質問についてお答え申し上げます。

政府におきましては、現役並みの所得の方を除く 75 歳以上の後期高齢者等の負担の仕組みについて、負担能力に応じたものへと改革して行く必要があるとし、全ての世代が安心出来る社会保障制度を構築するという方針を打ち出しています。

また、これまでの年金、医療、介護という主要なテーマに加え、人生 100 年時代の到来を踏まえて働き方を含めた改革を行っていくとのことでございます。

これらの政府の改革により社会保障の益々の充実を心から願っていることは、まさしく村上議員と同様に期待しているところでございます。

国の動向を注視し、問題がありましたら町村会などその他の機関を通して働きかけて参ります所存でございますのでご理解をお願いいたします。

○6 番 (村上 三三郎)

終わります。

○議長 (平田 文夫)

6 番 村上 三三郎議員の一般質問を終わります。

次に 7 番 小島 正春議員

○7 番 (小島 正春)

通告書に基づきまして「フェリーのレストルーム改造について」一般質問を行います。

隠岐航路では現在レインボージェットとフェリー 3 艘体制で運航しておりますが、その中でフェリー「おき」、フェリー「くにが」ではレストルームがあり、フェリー「しらしま」では多目的ルームというものがあるのはみなさんご存じのとおりです。

春から秋にかけてはレインボージェットも就航しておりフェリーも 3 艘体制であるので、乗船客が多くても天気がよければデッキ甲板の椅子席で周りの景色を見るなど、ある程度満足をされると思うのですが、1 月から 2 月の時期にはレインボージェットは休航でフェリーは 2 艘体制となります。そうすると朝便も午後便も島前・島後の住民は同じフェリーに乗るのでどうしても満室状態になりがちです。

冬の時期は時化が多く、時には欠航もあり、欠航翌日には通常より乗船客が多くな

ります。そんな中、乗船客が多い時には差額を払っての特別2等客室も一杯になり、レストルームの椅子席に座ったり、空いたスペースにゴザを敷いて横になっている人も見かけます。

建造当初は食事を提供するためにレストルームを設けたと思いますが、現在は需要がないのか、或いは業者さんがいないのか食事の提供もなく有効活用されていないのではないかと感じます。フェリー3艘の改造が望ましいとは思いますが、フェリー「しらしま」は1995年就航後、今年で25年を経過し今後新造船の計画も出てくるでしょう。ちなみに発注から建造、就航に至るまでは約3年はかかると言われております。

フェリー「おき」は2004年就航後今年で16年経過し、フェリー「しらしま」と同じ就航期間とすると少なくとも今後12年～15年は就航することになります。そこで、広域連合の所有であるフェリー「おき」だけでもレストルームの椅子席を2階客室と同じような絨毯敷きに改造することでレストルームの有効活用が図られ、乗船客の利便性向上と満足度の上昇も図られるのではないかと感じますが、連合長の見解を伺います。

以上です。

○議長（平田 文夫）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

只今の小島議員の「フェリーのレストルーム改造について」お答えいたします。

まずもって、個人的に議員の趣旨は十分理解しておりますことを申し上げながら回答したいと思います。

レストルームにつきましては、フェリー各船で、多少仕様が異なりますが、フェリー「おき」の場合、20席の椅子席が添付の写真のとおり設置されています。現在は、軽食の提供は、採算が取れないことなどもあり中止しておりますが、奥のスペースには自動販売機コーナーを設置しているところでございます。

さて、小島議員のご指摘は、このテーブル・椅子席の空間を絨毯敷きに改造し、利用客の利便性向上や満足度の向上を図るべきではないかということですが、冬場は島民利用が概ね60%以上を占めるため、議員ご指摘の内容も理解出来ますが、一方で、春から秋にかけては観光客を中心とした利用客やビジネス客はテーブルで仕事をしたり、近くに設置している自動販売機で飲料を購入し、椅子に座って過ごす利用客も多くおられます。アンケート調査においても椅子席は好評でございます。また、全てのスペースを絨毯に変更した場合、自動販売機への導線や避難経路の確保などの課題もございます。

他社のフェリーにおかれましても、椅子席の設置は多く見られ、多種多様なニーズに応えることも重要であることから、現時点では改造することは考えていませんが、アンケート調査の結果等から、そのようなニーズが高まっていけば、改めて検討をしたいと考えていますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○7番（小島 正春）

私の質問に対しまして、私自身は島民の立場からという考えで一般質問をしましたが、各町村も交流人口に力を入れている中でビジネス客等がテーブルを使ってパソ

コンを開いている方を見かけるのも事実でございます。アンケート調査においても椅子席は好評だったということでございますので、また、アンケート調査でニーズが高まってくれば検討するということですので、以上で終わります。

○議長（平田 文夫）

7番 小島 正春議員の一般質問を終わります。

以上で「一般質問」を終わります。

日程第7.「委員長報告」を行います。

隠岐広域連合議会会議規則第47条第2項の規定により、医療介護常任委員長より行政視察の報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

従って医療介護常任委員長の報告を受けることと決定いたしました。

医療介護常任委員長の発言を許します。

（「議長 9番」の挙手有り）

9番 石田 茂春委員長

○9番（石田 茂春）

それでは、医療介護常任委員会行政視察報告を行います。

隠岐広域連合議会 議長 平田 文夫 様

日 程 令和元年11月13日（水）～ 15日（金）

場 所 公立邑智病院（島根県邑南町）

参加者は医療介護常任委員6名、平田議長、尚、田中県議は日程の都合参加しておりません。執行部からは、齋藤隠岐病院副院長、福島議会事務局長の以上9名で行いました。

視察目的は、公立邑智病院での「へき地医療の取組」、「医師確保の取組」、「地域連携の取組」について、事前に通告し各課の部長、室長及び課長さんから説明を受けました。

公立邑智病院の出席者は、荘田院長さんをはじめ、部長、課長の7名で対応をしていただきました。

まず始めに「へき地医療の取組」の取組については4点ございます。

○キャリアアップ支援事業内容として専門的技術の更新、各種専門学会への出席、新たな資格取得率の向上などであります。昨年度実績は延べ178名（約60名）

- 託児事業を病院主導で導入。(全国 2 番目)
- 訪問看護は実施しておりません。
- 夜勤の看護師への給食提供について説明をいたしますと、夜勤をする看護師が弁当を作って夜勤をするのは負担。直営で給食を行っているため、夜勤の看護師に検食という形で提供している。いろいろな意見をいただき患者さんに寄り添ったような気持ちになっていただいている。

次に「医師確保の取組」の取組については 2 点ございます。

- 全国自治体病院協議会及び M3 キャリア等の民間紹介会社を定期的に訪問し、また東京医科歯科大学初期研修医の受入を行っている。
- 看護師については、地元出身の看護師をターゲットにしながら声かけ、また看護学校等を訪問している。

次に「地域連携の取組」については 3 点ございます。

- 地域連携室を設置し、専門職員を配置している。説明しますと、患者さん、家族からの相談窓口となるのが一番大事な業務であり、話しやすい雰囲気である。また、地域の介護施設、福祉施設との顔の見える関係を大事にしているため情報が集まるのでスムーズな退院支援が行われている。
- 公立邑智病院を支援する会とは、平成 25 年 1 月に設立、現在会員が個人 268 名、団体 11 施設。主な活動内容は、環境整備、敷地内の除草作業、美化運動等を行っている。また、ミニコンサートを開催したときは病棟から会場までの送迎を手伝っていただいている。
- 転院の場合の紹介は、緊急の場合は医師同士で協議した後に紹介状を出している。急がない場合は紹介状を連携室と連絡を取って行っている。

最後に感想といたしましては、職員一人ひとりが病院を我が家のように考え、改善の知恵を出し合っている。また、病院の努力と町民の支援が地域医療を支えていることがよくわかりました。

医師、看護師及び薬剤師等の確保については、どの病院も同じく非常に難しい問題と感じたところでございます。

以上で行政視察報告を終わります。

なお、資料は議会事務局に保存してございます。

○議長(平田 文夫)

以上で「委員長報告」を終わります。

日程第 8. これより「質疑」を行います。

議第 1 号「隠岐航路維持振興基金の設置、管理及び処分に関する条例」から議第 16 号「令和 2 年度 消防事業特別会計予算」までの 16 案件について質疑を行います。

最初に議第1号「**隠岐航路維持振興基金の設置、管理及び処分に関する条例**」について質疑を行います。

議案書 1頁、資料3 議案に関する参考資料 1ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第1号の質疑を終わります。

次に議第2号「**職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**」について質疑を行います。

議案書 3ページ、資料3 議案に関する参考資料 2ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第2号の質疑を終わります。

次に議第3号「**職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**」について質疑を行います。

議案書 4ページ 資料3 議案に関する参考資料 5ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第3号の質疑を終わります。

次に議第4号「**隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**」について質疑を行います。

議案書 7ページ 資料3 議案に関する参考資料 11ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第4号の質疑を終わります。

次に議第5号「**隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例**」について質疑を行います。

議案書 8ページ 資料3 議案に関する参考資料 13ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第 5 号の質疑を終わります。

次に議第 6 号「第 4 次隠岐広域連合広域計画の策定」について質疑を行います。
別冊 2 第 4 次隠岐広域連合広域計画(案) 1 ページをお開き下さい。
これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第 6 号の質疑を終わります。

次に議第 7 号「令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算 (第 4 号)」について質疑を行います。

資料 1 予算に関する説明書 2 ページをお開き下さい。
これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第 7 号の質疑を終わります。

次に議第 8 号「令和元年度 介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)」について質疑を行います。

資料 1 予算に関する説明書 13 ページをお開き下さい。
これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第 8 号の質疑を終わります。

次に議第 9 号「令和元年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算 (第 1 号)」について質疑を行います。

資料 1 予算に関する説明書 30 ページをお開き下さい。
これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第 9 号の質疑を終わります。

次に議第 10 号「令和元年度 隠岐病院事業特別会計補正予算 (第 3 号)」について質疑を行います。

資料1 予算に関する説明書 37 ページをお開き下さい。
これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第10号の質疑を終わります。

次に議第11号「令和元年度 消防事業特別会計補正予算(第4号)」について質疑を行います。

資料1 予算に関する説明書 54 ページをお開き下さい。
これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第11号の質疑を終わります。

次に議第12号「令和2年度 隠岐広域連合一般会計予算」について質疑を行います。

資料2 予算に関する説明書 1 ページ 資料3 議案に関する参考資料 40 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第12号の質疑を終わります。

次に議第13号「令和2年度 介護保険事業特別会計予算」について質疑を行います。

資料2 予算に関する説明書 23 ページ 資料3 議案に関する参考資料 51 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第13号の質疑を終わります。

次に議第14号「令和2年度 隠岐島前病院事業特別会計予算」について質疑を行います。

資料2 予算に関する説明書 48 ページ 資料3 議案に関する参考資料 55 ページ

ジをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 14 号の質疑を終わります。

次に議第 15 号「令和 2 年度 隠岐病院事業特別会計予算」について質疑を行います。

資料 2 予算に関する説明書 69 ページ 資料 3 議案に関する参考資料 59 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 15 号の質疑を終わります。

次に議第 16 号「令和 2 年度 消防事業特別会計予算」について質疑を行います。

資料 2 予算に関する説明書 97 ページ 資料 3 議案に関する参考資料 67 ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第 16 号の質疑を終わります。

以上で「質疑」を終わります。

日程第 9. これより「討論」を行います。

議第 1 号「隠岐航路維持振興基金の設置、管理及び処分に関する条例」についてから、議第 16 号「令和 2 年度 消防事業特別会計予算」までの 16 案件を一括して討論に付します。

討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

以上で「討論」を終わります。

日程第 10. これより「採決」を行います。

この採決は起立によって行います。

はじめに議第 1 号「隠岐航路維持振興基金の設置、管理及び処分に関する条例」についてから、議第 5 号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」までの 5 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって議第 1 号から議第 5 号までの 5 案件につきましては原案のとおり「可決」されました。

次に議第 6 号「第 4 次隠岐広域連合広域計画の策定」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって議第 6 号につきましては原案のとおり「可決」されました。

次に議第 7 号「令和元年度 隠岐広域連合一般会計補正予算 (第 4 号)」から議第 11 号「令和元年度 消防事業特別会計補正予算 (第 4 号)」までの 5 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって議第 7 号から議第 11 号までの 5 案件につきましては原案のとおり「可決」されました。

次に議第 12 号「令和 2 年度 隠岐広域連合一般会計予算」から議第 16 号「令和 2 年度 消防事業特別会計予算」までの 5 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって議第 12 号から議第 16 号までの 5 案件につきましては原案のとおり「可決」されました。

以上で「採決」を終わります

日程第 11. 「委員会閉会中の継続審査・調査」についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の別紙 4 申出一覧表のとおりであります。

お諮りいたします。

本案は各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

以上で「委員会閉会中の継続審査・調査」について終わります。

以上をもって、本定例会の日程は全部終了し、定例会に提出された議案は、すべて議了致しました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 10 時 32 分)

(「議長 番外」の挙手あり)

池田広域連合長

○番外 (池田広域連合長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、条例制定・改正案、広域計画の制定、令和元年度補正予算案及び令和 2 年度各会計予算案の 16 議案を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識いたし、職員と一丸となり、誠心誠意、努力して参る所存でございます。

平田議長様はじめ、議員の皆さま方のいよいよのご隆盛をご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長 (平田 文夫)

本日はこれをもって散会し、令和 2 年第 1 回 隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 10 時 35 分)